

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 15 日

会 員 各 位

一般社団法人 三重県警備業協会
会 長 菊 田 喜 之

講習会延期及び中止に伴う受講証明書有効期限について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、みだしの件につきまして、事業センターから延長の特例措置が下記のとおり通知されました。再講習受講予定者及び所属会社におかれましては、ご承知おき下さいますようよろしくお願い致します。

謹 白

記

1. 延長の対象となる講習会受講証明書
平成 31 年 3 月 25 日交付から令和 2 年 3 月 25 日交付まで
2. 延長措置
有効期限を 1 年延長する。
※交付の日から起算して「1 年以内」が「2 年以内」となる。

以 上